

弁護士・田邊昇の『医と法の視点』

🔗 連載をフォロー

成人年齢引き下げ、医療への影響は？

2022/04/20 田邊昇（弁護士、中村・平井・田邊法律事務所）

📁 行政・制度 🔖 18歳 遺言可能年齢 診療契約

🖨 印刷 | シェア 18 0 ツイート

ニュースなどでご存じの読者も多いだろうが、2022年4月から成人年齢が18歳になった。既に改正されていた民法の条文がこの4月に施行されたということである。民法の改正については最近、私も著書を出した（『医師・病院関係者のための民法（債権法総論）入門』〔中外医学社、2022年〕）が、今回のテーマについてはこちらの書籍に記載がないので、あしからず。

民法第4条

（成年）
第4条 年齢十八歳をもって、成年とする。

今まで20歳であった成人年齢が18歳に引き下げられたわけだが、この“大人”の定義というのは行為によっても様々である。例えば、選挙権については、2015年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布、2016年6月19日に施行され、既に18歳から“大人”とされている。一方、喫煙や飲酒は未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法によって20歳以上のままである。

「遺言可能年齢」は15歳だが…

医療に関わる部分として、民法改正によって診療契約の締結自体を18歳で単独でできるようになった点は重要であろう。では、手術などの同意に関しては、成人年齢引き下げの影響を受けるのであろうか。

実は身体処分に関する同意権については明文規定がない。延命中止に関しては、私も裏で筆を入れた「『末期医療に臨む医師の在り方』についての報告」（日本医師会第III次生命倫理懇談会：1992年3月）でも記載されているように、15歳という遺言可能年齢（民法961条）から単独で可能だという解釈である。研究倫理で用いられるInformed assentについても7歳から14歳が対象であり（The National Commission for theProtection of Human Subjects of Biomedical and Behavioral Research, 「Belmont Report」, 1979）、15歳以上はInformed consentとなる。すなわち、医療上の自己決定権は15歳で有するというのが一般的な解釈である。

しかし、医療費その他雑費の支払いなどもある上、万が一の時、親が子の財産を相続す

ることになるので、親の同意も取った方がよいというのが民法の改正前後を問わず※、現実的な答えになるであろう。これは成人の治療方針を決める際に、可能なら家族（推定相続人）の同意を取っておくべきだということと同じ話である。

※正確に言えば、民法改正前は、未成年が婚姻した場合に民法上、成年と同じように扱う「成年擬制」や、配偶者がいる未成年の相続先などについて考慮する必要があったが、民法改正によって男女ともに婚姻年齢が18歳になったため、シンプルに考えればよかった。

治療方針の同意に関しては、成人年齢引き下げによって、18歳以上の本人によるもので法律上は十分なはずである。東京地裁昭和61年3月19日判決は、20歳の患者が観血的骨折修復によって悪性高熱が生じて結果的に死亡した事案だが、「両親に対する説明義務違反があった」という主張は、患者本人が成人しているということで一蹴されている（患者が自衛官というやや特殊な事情もあったが）。

診療契約の取り消しはどうか

成人年齢引き下げに関しては、「社会経験の乏しい18歳、19歳から契約を取り消す権利（未成年者取消権）を奪うことになる」という議論もあった。そこで、この権利と医療との関わりについても考えてみよう。未成年の場合、本人が同意したとしても、親権者など法定代理人の同意がなければ取り消すことが可能である。

民法第5条

（未成年者の法律行為）

第5条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、または義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

なお、法律の本には「取消」「無効」「撤回」といった言葉が出てくるが、これらはそれぞれ異なる意味を持つ。「無効」というのは最初から効果が生じないことをいう。仮に、何の関係もない人が地域医療機能推進機構（JCHO）の理事長を名乗って、JCHOの全病院を民間法人に売却する契約書を作成し、代金を入金させたとしても、JCHOには何の効果も生じない。何のアクションをするまでもなく、効果は生じない。



「取消」は条文にある通り、相手に「取り消すよ」という意思表示をして始めて、その法律行為が無効となる。未成年に関する条文以外にも詐欺や強迫に対しても取り消すことができるといった明文規定がある（民法96条）。「撤回」というのは「取消」と似ているが、取消が法律行為が発生してから行う意思表示であるのに対して、法律行為の効果が発生する前に行う意思表示のことである。例えば民法523条に「撤回」の文言が記載されているが、契約の申し込みの段階であれば、まだ契約の効果が発生していないので、その前に「やめた」と言えば、申し込みを撤回できるという内容である。

民法第523条

（承諾の期間の定めのある申込み）

第523条 承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

取消権は未成年者だけでなく、法定代理人（親権者）も有している。親権者は法定代理人として民法120条にある「同意をすることができる者」だからである。

民法第120条

（取消権者）

第120条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む）またはその代理人、承継人もしくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2 錯誤、詐欺または強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者またはその代理人もしくは承継人に限り、取り消すことができる。

例えば、30回ローンで自動車の購入を行った場合、成年者が契約をすれば、「転勤で車がいらなくなった。駐車代も高いし、ローンも払いたくない」と思っても、肅々とローンを支払い続けなくてはならない。これが未成年による契約であれば、「何となく乗るのに飽きたかな？」という理由で数ヶ月後に契約を取り消すことができ、車を返すことでローンがなくなり、今まで払ったローン分まで返してもらうことができる。さらに有利なことには、それまで車を使った分も支払わなくてよいというのである。普通は数カ月車に乗れば使用料がかかるし、明らかに利益を受けているのだが、ローンは全額返してもらいながら、その間の使用料も払わなくてよいのである。従来から通説であったことが民法改正によって確認されたわけだが、実際に民法121条の2の第3項で明記されている。「現に利益を受けている限度」として車を返せばよいので「過去に受けた利益」である車の利用によるメリットは支払う必要がない。

民法第121条

（取消しの効果）

第121条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。

（原状回復の義務）

第121条の2

1 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第1項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

医療においても、健康保険によって公法上の契約として診療が行われる。例えば17歳の女子高校生が子宮外妊娠破裂で救急搬送され「痛い痛い、助けて……」と言っていた場合、その場に親がいなくても診療契約に基づいて手術を行うのであろうが、これが後に取り消されたらどうなるのだろうか。

取消の効果だけで判断すれば、最初から契約が無いことになるので、おなかにメスを入れること自体が同意のない状態で行われたことになり、結果が良からうが悪からうが、その傷害行為の結果責任を取られそうである。診療報酬の一部負担金も返すことになるのだろうか。

結論から言えば、そこまでの心配はいらない。さすがに17歳の高校生であれば、健康保険は親の扶養に入っているだろうし、そうなれば健康保険診療は上記の民法第5条3項にある「処分を許した財産」の規定が類推適用されるので、取消はできないと考えるべきだろう。

実際に、成人年齢引き下げ前の時点であっても、こうしたケースが問題になったという話は聞いたことがない。というのも、契約が取り消されてなかったことになれば、あとは不法行為（民法第709条）の問題になるからである。不法行為は故意過失が要件であるが、子宮外妊娠破裂の患者に開腹手術を行うこと自体、通常は過失がないから、損害賠償義務は負わない。また、救急診療など、健康保険法上の診療であれば公法上の契約なので、民法の規定が直ちに適用されるかどうかという問題もある。少なくとも民法での取消権の行使は、医療機関と患者との間だけだから、支払基金（保険者）と医療機関の間には適用されない。医療機関が被保険者にきちんと医療給付したのであれば、診療報酬の保険給付分（通常7割）は支払ってもらえる。

健康保険の場合、患者の自己負担金については微妙なところだが、自己負担金の徴収は健康保険法の規定による公法上の行為ともいえる（健康保険法第74条）。

健康保険法第74条（抜粋）

（一部負担金）
第74条 第六十三条第三項の規定により保険医療機関または保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六条第二項または第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

そうすると、そもそも「診療契約の対価」という話にはならず、自己負担金に関しても民法の取消権の影響を受けないと解釈するのが妥当であろう。診察を受けた後になって「病気じゃないなら」「ここで診れないのなら」などといって一部負担金を支払おうとしない連中に付ける薬としても、この条文には意味がある。